

札幌市地下水メーター等検針業務仕様書

第 1 章 総則

第 1 節 基本的事項

1. 1. 1 目的

本仕様書は、札幌市（以下「委託者」という。）が地下水揚水量測定機器の検針及び控除（減量・減額）用測定機器の検針（以下「検針業務」という。）並びにその付帯業務を委託するにあたり、その内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1. 1. 2 関係法令等の遵守

受託者は、検針業務の遂行にあたっては本仕様書に定めるもののほか、「下水道法」、「計量法」、「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「最低賃金法」、「札幌市下水道条例」その他の関係法令を遵守しなければならない。

1. 1. 3 委託業務の範囲

委託する業務の範囲は以下の通りとし、受託者は、別に定める業務委託契約書及び本仕様書を遵守し、業務を実施すること。なお、詳細は「第 2 章 委託業務の内容」によるものとする。

（１）検針業務

（２）付帯業務

1. 1. 4 履行期間

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までとする。

1. 1. 5 準備期間

契約日から令和 4 年 3 月 31 日までは、業務引継及び準備期間とし、受託者は、委託業務を円滑に行うことができるよう自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

1. 1. 6 業務の引継

受託者は、本契約の終了に際し、委託者又は委託者が指定する者に対し、業務履行のために必要な事項の引継ぎを行わなければならない。

1. 1. 7 再委託等の禁止

受託者は、この契約による主たる業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

1. 1. 8 損害賠償責任

受託者の責に帰すべき事由により、委託者及び第三者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、その一切の損害を賠償しなければならない。

1. 1. 9 その他

この仕様書の解釈について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ円満に解決するものとする。

第2節 個人情報等の保護

1. 2. 1 基本的事項

受託者は、委託業務の遂行に際して知り得た、個人情報を含む事項（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合には、個人情報等の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止するため、個人情報等保護に関するマニュアルを作成する等の必要な措置を講じるものとし、個人及び事業者の権利利益を侵害することのないように努め、札幌市個人情報保護条例第13条に規定する受託者としての義務を果たさなければならない。

また、受託者は、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守し、遵守確認表を委託者に年1回以上提出するものとする。

1. 2. 2 秘密の保持

（1）受託者は、委託業務の遂行に際して知り得た個人情報等を第三者に一切漏らしてはならない。

（2）前号の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1. 2. 3 個人情報等管理責任者の設置

受託者は、個人情報等の管理にあたっては、個人情報等管理責任者を置くものとする。なお、業務代理人との兼務はこれを妨げない。

1. 2. 4 複製、複写の禁止

受託者は、委託業務の遂行に際して委託者から提供された、個人情報等が記された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

1. 2. 5 目的外使用の禁止

受託者は、委託業務の遂行に際して委託者から提供された個人情報等を、委託業務に係る目的以外に使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。

1. 2. 6 資料等の返還

受託者は、委託業務の遂行に際して、委託者から提供された個人情報等が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその方法によるものとする。

1. 2. 7 契約完了時のパソコンデータに対する措置

受託者は、委託業務契約完了時、業務に使用したパソコン内に記録された個人情報等に関わるデータを消去すること。なお、消去方法については、委託者と協議し、指示に従うものとする。

1. 2. 7 データの授受及び仕様

委託業務の遂行に必要なデータの授受は、委託者が指定する磁気記録媒体又は帳票等によるものとし、「データ授受記録簿(様式8)」に記録する。

1. 2. 8 データの保護

受託者は、前項に関するデータの保存、作成等にあたっては、当該データの漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

1. 2. 9 情報管理体制の徹底

受託者は、個人情報等の流失防止策を講じ、管理体制の徹底を図らなければならない。

1. 2. 10 業務従事者に対する指導・教育

受託者は、業務従事者に対し、情報管理に関する指導・教育を行わなければならない。

1. 2. 11 事故の場合の措置

受託者は、個人情報等の保護に関して事故が生じた場合には直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

第 2 章 委託業務の内容

第 1 節 検針業務

2. 1. 1 検針業務の内容

「検針業務」とは、下水道事業の収入の調定、納入の通知、収入を受け入れる一連の行為を決定する前段階の調査等をいい、電算処理予定表の期間内に行うものとする。

2. 1. 2 検針の対象

本業務は、以下の各号に掲げる測定機器（以下「メーター」という。）を検針業務の対象とする。

- (1) 地下水揚水量を計量するメーター
- (2) 汚水排出量を計量するメーター
- (3) 減量又は減額対象水量を計量するメーター
- (4) 積算時間計

2. 1. 3 検針方法

受託者は、電算処理予定表に定められたサイクル処理行程に基づき定例日に行うこととし、以下の各号の方法により検針を行うこととする。なお、特殊な事情等により、現地検針が行えない場合のみ、(2)、(3)の方法での検針を行うこととし、原則として現地検針を行うものとする。

- (1) 現地検針
- (2) 電話検針
- (3) F A X 検針

2. 1. 4 検針作業

受託者は、定められた行程に基づき、毎月又は隔月に行われる「定例検針」及び、使用状況等の変化に伴い随時行われる「休止・廃止・転出に伴う検針」を行うこととする。

また、受託者は、検針作業を行う際は、事前にメーターの設置場所等を確認し、正確な検針を心がけ、指針を読み誤ることのないようにしなければならない。

2. 1. 5 使用水量調査

受託者は、検針の結果、使用水量に異常が認められる場合、又は委託者

が必要と認めた場合、使用状況の確認、日割実績の確認、再検針等を行い原因の調査を行うものとする。

2. 1. 6 修繕等の勧告

受託者は、使用水量調査の結果、給水装置やメーター等に異常が認められた場合には、使用者に修繕等の改善を勧告するとともに、速やかに委託者へ報告するものとする。

2. 1. 7 遠隔メーターでの検針を行う使用者に対する調査

受託者は、現地検針を行う使用者の中で、遠隔メーターを用いる使用者に対して、年一回、本器メーターの調査を行い、本器メーターと遠隔メーターに指針の乖離が無いか確認を行うものとする。

また、調査結果に異常が認められた場合、使用者に修繕等の改善を勧告するとともに、速やかに委託者へ報告するものとする。

2. 1. 8 電話検針、FAX検針を行う使用者に対する調査

受託者は、現地検針が行えず、電話・FAXにより検針を行う使用者に対し、年一回の現地調査を行い適正な検針が行われているか確認を行うものとする。

また、調査結果に異常が認められた場合、使用者に修繕等の改善を勧告するとともに、速やかに委託者へ報告するものとする。

2. 1. 9 検針業務量

検針業務に係る予定件数は別表（1・2）のとおりとする。

ここで示した件数は過去実績に基づく予定であり、上限を保障するものではない。

2. 1. 10 報告

（1）受託者は、検針により得られたデータを「地下水等検針簿（様式4）」又は「汚水排出量認定伺書（様式1）」に記入のうえ、期日までに委託者に引継ぐものとする。

（2）受託者は、使用者や給水装置等の変更を確認した場合には「下水道装置情報登録（様式5）」又は「下水道管理情報登録（様式7）」に記入のうえ、委託者に引継ぐものとする。

（3）受託者は、異常水量等について、調査を行ったうえでなお使用者の了解を得られない場合等には、「検針事後処理引継書（様式6）」

により当該案件を委託者に引継ぐものとする。

- (4) 障害やメーター故障等により、検針作業を行うことが出来ない場合は、使用者等に聞き取り調査を行い、「汚水排出量認定伺書（様式1）」を作成し、期日までに委託者へ引継ぐものとする。
- (5) 受託者は、不正な配管や無断使用が疑われる使用者を発見した場合、速やかに委託者へ報告するものとする。

第2節 付帯業務

2. 2. 1 付帯業務の内容

「付帯業務」とは、検針業務に付帯する下記調査・作業等をいう。

- (1) 転出情報の引継
- (2) 新規使用情報の引継
- (3) 使用状況の変更に伴う情報の引継
- (4) 使用現況調査
- (5) 流量調査
- (6) メーター新設等に伴う現地調査への立会い
- (7) 揚水ポンプの吐出量調査
- (8) メーター交換勧告
- (9) 検針結果及び使用料の通知
- (10) 検針簿の搬送
- (11) 市民対応

2. 2. 2 転出情報の引継

受託者は、使用者の転出を確認した場合、又は転出予定の申出を受けた場合には、以下の事項を確認し、委託者に引継ぐものとする。

- (1) 転出予定日
- (2) 転出情報（転出先住所、納入方法、支払者名、連絡先）

2. 2. 3 新規使用情報の引継

受託者は、公共下水道や地下水等の新規使用情報を知ったときは、以下の事項を確認し、委託者に引継ぐものとする。

- (1) 使用開始日
- (2) 使用内容

(3) 使用者情報(住所、氏名、連絡先、支払者情報、納入通知書送付先)

2. 2. 4 使用状況の変更に伴う情報の引継

受託者は、使用者名、かたがき、納入通知書の送付先、使用料算出に係る給水設備・減量減額用設備の変更等、使用状況の変更に伴う情報を知ったときは、以下の事項を確認し、委託者へ引継ぐものとする。

(1) 変更日

(2) 変更内容

2. 2. 5 使用現況調査

受託者は、メーターを設置していない使用者の、現況の変更に伴う情報を知ったときは、委託者へ引継ぐものとし、委託者から指示があった場合調査を行うものとする。

2. 2. 6 流量調査

受託者は、委託者が必要と認めた場合、委託者の指示に従って、排水流量計等を使用する施設に対し、流量調査を行うものとし、調査に必要な測定器(超音波流量計、電磁流量計等)は受託者が保有するものとする。

2. 2. 7 メーター新設等に伴う現地調査への立会い

受託者は、新たに設置されたメーター及び、有効期限満了や故障等により交換されたメーターについて、委託者が実施する現地調査に同行・調査するものとする。

2. 2. 8 揚水ポンプの吐出量調査

受託者は、使用者が新たに積算時間計を設置する場合、揚水ポンプの交換を行う場合、検針した吐出量に著しい変化があり、吐出量の正否に疑いがある場合は、調査を行うものとする。また、調査には委託者が同行するものとし、調査に必要な測定器(超音波流量計、電磁流量計等)は受託者が保有するものとする。

2. 2. 9 メーター交換勧告

受託者は、計量法に定められた有効期限の満了に伴うメーターの交換について使用者に周知するものとする。また、有効期限が不明のメーターについては、封印等により有効期限を確認し、委託者に報告するものとする。

2. 2. 10 検針結果及び使用料の通知

受託者は、使用料の通知を希望する使用者に対しては、電話・FAX 等により通知するものとする。

2. 2. 11 検針簿の搬送

受託者は、電算処理予定表に従い、検針簿の受渡しに係る搬送を行うものとする。

2. 2. 12 市民対応

受託者は、検針に関する問い合わせや苦情はもとより、下水道使用料の料金体系や算出方法を理解し、状況に応じて適正に対応するものとする。また、市政に関する問い合わせや苦情等にも誠実に対応するものとする。

2. 2. 13 付帯業務の予定件数

付帯業務に係る予定件数は、別表（3）のとおりとする。

ここで示した件数は過去実績に基づく予定であり、上限を保障するものではない。

2. 2. 14 完了届及び受託業務実施報告書の作成

受託者は、検針業務の実施状況について、「完了届（様式2）」及び「受託業務実施報告書（様式3）」を毎月作成し、委託者に提出するものとする。

第 3 章 委託業務の執行

第 1 節 基本的事項

3. 1. 1 委託業務の執務場所

事務所の位置は札幌市内とし、業務の遂行に支障をきたすことのない場所とする。

3. 1. 2 業務時間

業務時間については委託者の営業日、営業時間（8 時 45 分から 17 時 15 分）と同じとする。

ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、この限りではない。

第 2 節 受託者の義務

3. 2. 1 業務代理人の設置

受託者は、委託業務に従事する職員（以下「業務従事者」という。）の中から管理監督を行う業務代理人を選任し、委託者に書面で通知しなければならない。

3. 2. 2 業務従事者の資格

業務従事者の内 1 名以上は、給排水設備に関する知識と経験を有する者で、メーター検針業務従事歴 3 年以上の経験者でなければならない。

3. 2. 3 従業員の安全の確保

受託者は、業務の遂行に際しては、職場の安全と衛生を管理する責任者を置き、業務従事者の安全を確保するため必要な措置を講ずるものとする。なお、業務代理人との兼務はこれを妨げない。

3. 2. 4 酸素欠乏危険作業主任の設置

受託者は、業務従事者のうち 1 名以上を酸素欠乏危険作業主任の有資格者とするものとし、業務履行着手のときまでにそれを証明する文書を委託者に提出しなければならない。

また、受託者は、酸素欠乏の危険性が疑われる施設に立ち入る際は、酸素濃度測定器を使用し、酸素濃度を確認したうえで、業務の執行を行わなければならない。

3. 2. 5 従業員に対する教育訓練

受託者は、委託業務の円滑な遂行を図るため、業務従事者に対して必要

な教育訓練を実施しなければならない。

3. 2. 6 従業員の遵守事項

- (1) 委託業務に従事している間は、他の営業行為及びそれに類することをしてはならない。
- (2) 委託業務に従事するにあたっては、規律正しく、礼節をもって使用者等と接しなければならない。
- (3) 委託業務に従事するときには常に名札及び制服を着用し、身分証明書を携行しなければならない。また、名札及び制服は受託者が用意するものとする。
- (4) 現場訪問で使用者等の土地又は建物等に立ち入るときには、目的を告げて立ち入ること。その際、業務に必要な範囲を超えて立ち入ってはならない。また、使用者等の所有物を損壊しないよう十分留意しなければならない。
- (5) 委託業務の遂行に関していかなる理由があっても使用者等から金品その他の物品を収受してはならない。

3. 2. 7 届出

受託者は、委託業務の遂行に先立ち、次の各号に掲げる事項を記した書類を委託者に提出しなければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 受託者の名称、所在地、代表者名、社印、本社及び営業所等の管轄部署の電話番号
- (2) 業務従事者の担当業務、氏名、写真、メーター検針業務従事経験年数
- (3) その他委託者が必要と認める書類

第4章 その他

第1節 その他

4. 1. 1 業務使用物品等の負担区分

委託者の負担は次のものとする。

(1) 上下水道オンライン端末機及びプリンター並びにケーブル等付属機器

(2) 委託者が支給する各種帳票

(3) 上下水道オンライン端末機の設置及び撤去費用

なお、受託者の負担は、委託業務を履行するうえで必要な上記以外のものとする。

4. 1. 2 身分証明書

委託者は、従業員の身分証明書を受託者に発給するものとする。

受託者は、発給された身分証明書を従業員に交付し、従業員は、委託業務の遂行に際しては身分証明書を常時携帯し、使用者や市民から提示を求められた場合には速やかに提示しなければならない。

また、受託者は、退職等の事由により従業員が当該業務に従事しないことが明らかな場合には身分証明書を委託者に返還しなければならない。

4. 1. 3 委託金の支払の方法

委託者は、受託者に対して、契約金の総額を36で除した額を毎月の検査合格後に支払うものとする。なお、端数が生じた場合には、初回の支払と併せて支払うものとする。